石川県情報公開審査会の答申概要(答申第225号)

石川県教育委員会(以下「実施機関」という。)が、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定により、令和3年8月6日付け諮問教学第741号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 本件対象文書

[特定公立中学校名] のいじめに関する文書と添付資料(過去3年分)

2 公開請求に対する処分の内容

生徒等の氏名その他個人の特定につながるもの、個人の権利利益を害するおそれのあるもの、 野々市市教育委員会が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分を除いた公 文書の一部を公開する旨の決定

3 実施機関における担当課(所)

学校指導課

4 審査請求等の経緯

5 審査会の判断要旨

石川県教育委員会が公文書の一部を公開する旨の決定をしたことは妥当である。

- 6 審査会の判断要旨(詳細については、答申書本文を参照のこと。)
 - (1) 非公開情報(個人情報)の該当性について

ア争点

審査請求人は、公知の情報や公務員の職務遂行情報は公開されるべきであると主張している。実施機関は、生徒個人が識別される情報であり、また個人の人格・尊厳と密接に関わる 当該個人の権利利益を害する情報であることから、公にすることはできないと主張している。

イ 審査会としての判断

非公開とされている部分には、生徒の氏名、学年、性別、学校生活の状況、事件発生時間 及び場所等の記載が認められる。当該情報に含まれる氏名等から当該生徒を識別すること ができるものである。 また、学校名については既に公開されており、非公開とされている部分を部分的に公開すれば他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。

したがって、本件対象文書において非公開とされている部分は全て非公開情報に該当し、 非公開とすることが妥当であると認められる。

(2) 非公開情報 (事務事業情報) の該当性について

ア争点

審査請求人は、非公開情報(事務事業情報)に該当しないと主張している。実施機関は、野々市市教育委員会第三者委員会の調査事務の遂行に支障があると主張している。

イ 審査会の判断

非公開とされている部分には、事件等の概要、学校・学校設置者の対応状況等の記載が認められ、本件公開請求時点において当該記載を公にした場合、関係者に不要な混乱を生じさせる可能性は否定できない。

したがって、非公開とされている部分は、野々市市教育委員会における事故対応及び第 三者委員会による調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報として、非公 開とすることが妥当であると認められる。

7 審議経緯

審查会13回

答 申 書

令和6年3月29日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった公文書について、一部公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「情報公開条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和3年6月11日 に次のとおり公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

公開請求の内容: [特定公立中学校名] のいじめに関する文書と添付資料(過去3年分)

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、令和3年6月23日に情報公開条例第11条第1項の規定に基づき一部公開を決定(以下「本件処分」という。)し、次のとおり「公開しない部分」及び「公開しない理由」を付して審査請求人に通知した。

公開しない部分:生徒等の氏名その他個人の特定につながるもの、個人の権利利益を害

するおそれのあるもの、野々市市教育委員会が行う事務事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

公開しない理由:情報公開条例第7条第2号、第6号に該当

3 審查請求

審査請求人は、令和3年6月29日に本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和3年8月6日に情報公開条例第19条第1項の規定に基づき、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。なお、審査請求人から情報公開条例第24条に基づく意見陳述の申出があったことから、これを承諾し、審査請求人の希望に沿って実施日を指定したが、審査請求人は欠席し陳述を行わなかった。

- 1 石川県行政手続条例(平成7年条例第33号。以下「行政手続条例」という。)第8条 (理由付記)の適用について
 - ・原処分は、非公開の理由に情報公開条例第7条2号、第6号としか書いておらず、具体的な理由がわからず、行政手続条例第8条の理由の提示に違反しているので、取り消されるべき処分である。
- 2 情報公開条例第7条第2号(個人情報)の適用について
 - ・同号は「被害者生徒及び加害者生徒たちとその保護者」にだけに適用される条文であ り、公務員である教員の氏名などは非公開情報ではないので違法である。また、「個人

特定につながるもの」「権利利益を害するおそれがあるもの」とは具体的に何か示されておらず不当である。日時、場所、概要を公開することで個人特定は出来ず、権利利益を害するおそれもなく、著しい支障を及ぼすという条件を満たしていない。

- ・審査請求人は公知の情報を公開する事しか求めていない。新聞報道などによりいじめ は公知の情報である。審査請求人は公知の情報を公開することによって「個人特定に つながることや権利利益を害するおそれがある」ことの具体的な説明を求めている。 同号ただし書イによると、慣行として公にされている情報は、非公開情報から除外さ れることになっている。したがって、公開の議会における質疑答弁や、報道機関の取 材に対応した部分については、行政自らが慣行として公にしている情報として取り扱 い、公開すべきである。
- ・実施機関は弁明書で何回も野々市市いじめ問題調査委員会の調査報告などを理由に非公開とすると弁明している。しかし、「児童生徒の事件等報告書」の第1~3報は、文科省の指示を受け、実施機関が児童生徒をめぐる重大事件や自殺が発生した際の事実経過に関する報告書である。行政による事故対応の記録は公務員の職務遂行情報であり、県民の正当な知る権利の行使に対し、被害者のプライバシーに配慮したうえで公開されるべきである。
- ・本件対象文書に記載の「事件前・事件後の対応について」、「市教委の学校への指示」、「学校・教育委員会の対応」は全てが黒塗りにされているが、ここには、主に県・野々市市教育委員会・学校・警察などの初動対応の職務遂行情報が記載されている。他にも職務遂行情報は記載されていると思われるが、当該公文書の理由付記に重大な不備があるため審査請求人では検証できない。石川県情報公開審査会による検証を求める。

3 情報公開条例第7条第6号(事務事業情報)の適用について

- ・同号に規定している「当該事務又は事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」はない。また、本件対象文書の内容の一部は、野々市市議会の議事録・新聞・ネットで公になっており、個人情報以外は公表しても権利利益を害さない。[特定公立中学校名]、野々市市教育委員会及び実施機関の事務又は事業は、同号によれば「事務または事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるときだけ非公開にできるので、すでに適正に遂行された事務又は事業について原処分のような文書を行単位で黒塗りにすることは違法である。
- ・被害生徒の保護者は被害生徒が訴え続けたいじめの事実を把握しなかったこと、第三者委員会の設立を理由に応じない [特定公立中学校名] と野々市市教育委員会の姿勢に不信感を持っており、信頼関係は損なわれている。公文書が情報公開請求で公開されないことにより、野々市市教育委員会と被害生徒の保護者との信頼関係が損なわれ事案の全容解明に甚大な支障をきたすおそれもある。

4 情報公開条例第9条(公益上の理由による裁量的公開)の適用について

- ・原処分は、事件の重大性を考慮すれば、同条例第9条により公開できるので、非公開と同内容の一部公開は不当・違法である。同条には裁量的公開というルールがあり、 実施機関は同条により同条例第7条に関わらず個人情報のみを黒塗りにした一部公開 決定ができる。実施機関がどうしようもない失態を隠蔽している疑惑がある。本来考慮すべき事件の重大性を考慮しないのは不当・違法である。
- ・社会通念上、当該公文書の事務内容の情報公開が公益の実現になる、当該公文書が公 開されれば学校関係者、保護者やいじめ問題の当事者たちも再発防止や問題点がわか

るので、公益の実現になるという因果関係がある。

第4 実施機関の主張(弁明)要旨

実施機関が弁明書及び再弁明書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 行政手続条例第8条(理由付記)の適用について
 - ・判例(東京地方裁判所平成14年(行ウ)第453号行政文書不開示決定処分取消請求 事件(平成16年4月23日判決))によると、不開示決定通知書に記載された対象文 書の名称と不開示の理由の記載を合わせ読むことで、情報公開法の所定の規定に基づ いて不開示決定がされたことを容易に知り得る場合は、理由の付記に不備はないと判 断されている。
 - ・本件に即していえば、公文書一部公開決定通知書の「文書の件名」欄には、「[特定公立中学校名] のいじめに関する文書と添付資料 (過去3年分)」と記載されている。「公開しない部分」欄には、「生徒等の氏名その他個人の特定につながるもの、個人の権利利益を害するおそれのあるもの、野々市市教育委員会が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と記載されている。「公開しない理由」欄には、「石川県情報公開条例第7条第2号、第6号に該当」と記載されている。これらの記述と一部公開した公文書を合わせ読むことにより、本件対象文書には、① [特定公立中学校名] の、いじめに関係した生徒等の特定につながる情報、②当事者生徒等の権利利益(プライバシー)を害するおそれがある情報、③野々市市教育委員会が行う、いじめに関する調査に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれ、それらを情報公開条例第7条第2号、第6号の規定により非開示としたことは、審査請求人において容易に了知することができる。

2 情報公開条例第7条第2号(個人情報)の適用について

- ・個人の特定につながる情報を具体的に示すこと自体が、個人に関する情報を開示し、 条例第7条第2号の規定に違反する。
- ・「権利利益を害するおそれがあるもの」とは、人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報とされている。人格権とはプライバシーのことであり、誰にどのようなプライバシーがあるかを具体的に示すこと自体が、関係者のプライバシーを侵害し、情報公開条例第7条第2号の規定に違反する。
- ・人事院が公開している「情報公開法に基づく処分に係る審査基準」のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号(個人に関する情報)関係の中では、「公務員等の職務の遂行に係る情報が同時に職務遂行の相手方等の個人に関する情報に当たる場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当する場合には、当該部分は不開示とされることに注意する必要がある。」とされている。本件においては、関係した公務員の職、氏名及び職務の内容を開示することにより、職務遂行の相手方である生徒の学年等が識別できるようになり、例えば、教員による生徒への聞き取りを職務の遂行として公開した場合に、聞き取りの相手方である生徒のプライバシーを害するおそれが生じる。

3 情報公開条例第7条第6号(事務事業情報)の適用について

・本件事案については、野々市市教育委員会が、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・

福祉の専門家をメンバーとする第三者調査委員会を設置し、現在、文部科学省が策定 した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、調査を進めている ところである。

- ・仮に、本件事案のような事実確認段階における不完全な情報が、本件事案に関する当事者ではない第三者である審査請求人からの情報公開請求により、当該第三者調査委員会が調査結果を報告し、再発防止策を説明する前に、公開され独り歩きすることになれば、野々市市教育委員会と被害生徒の保護者との信頼関係が損なわれ、事実を話してくれなくなる等、事案の全容の解明に甚大な支障をきたすおそれがあるため、審査請求の対象となった公文書のほぼ全体を条例第7条第6号の規定に該当すると判断したものである。
- 4 情報公開条例第9条(公益上の理由による裁量的公開)の適用について
 - ・実施機関としては、野々市市教育委員会が、第三者調査委員会を通じてすみやかに事 案の全容を解明し、再発防止に努めることを何よりも優先すべきであり、このことが 公益の最たるものと考えている。反面で、事実確認段階にある不完全な情報が公開さ れ、独り歩きすることになれば、事案解明の支障となることは先に述べたとおりであ る。こうした点を踏まえて判断すれば、本件事案には、記載された個人情報を公開し てまで保護される公益性は見当たらないものと思料する。

第5 当審査会の判断理由

1 情報公開条例の基本的な考え方

情報公開条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき、以下判断するものである。

- 2 本件審査請求における争点 審査請求人・実施機関双方の主張における争点は概ね次のとおりである。
- (1) 行政手続条例第8条(理由付記)の適用について 審査請求人は、本件処分には理由付記の不備があると主張している。実施機関は、理 由付記に問題はないと主張している。
- (2) 情報公開条例第7条(公文書の公開義務)の適用について
 - ア 同条第2号(個人情報)該当性について

審査請求人は、公知の情報や公務員の職務遂行情報は公開されるべきであると主張している。実施機関は、生徒個人が識別される情報であり、また個人の人格・尊厳と密接に関わる当該個人の権利利益を害する情報であることから、公にすることはできないと主張している。

イ 同条第6号(事務事業情報)該当性について

審査請求人は、事務事業情報に該当しないと主張している。実施機関は、野々市市 教育委員会第三者委員会の調査事務の遂行に支障があると主張している。

- (3) 情報公開条例第9条(公益上の理由による裁量的公開)の適用について 審査請求人は、事件の重大性から裁量的公開を行うべきであると主張している。実施 機関は裁量的公開を行うべき特段の事情は存在しないと主張している。
- 3 行政手続条例第8条 (理由付記) の適用について
- (1) 理由付記について

行政手続条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する 処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」 と規定している。

(2) 本件処分における理由付記の不備について

当審査会において本件処分に係る公文書一部公開決定通知書を見分したところ、「公開しない部分」欄には「生徒の氏名その他個人特定につながるもの、個人の権利利益を害するおそれのあるもの、野々市市教育委員会が行う事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と、「公開しない理由」欄には「情報公開条例第7条第2号、6号に該当」と記載されている。

当該記載は、上記(1)に照らせば、理由を具体的に明示したものと認められないことから、理由付記としては不十分という考え方もできる。この考えに従えば、実施機関が本件処分において非公開とした部分及びその理由の妥当性について判断することなく、本件処分の取消しが相当である旨の答申を行うことも考えられる。

しかしながら、かかる答申をした場合、実施機関があらためて理由を付記し直した上で同一の部分を非公開とする一部公開決定を再度行う可能性も否定できない。当該処分に対して再度審査請求があれば、当審査会においてあらためて調査審議することになり、その結果、実施機関が非公開とした部分が非公開理由に該当しないとの判断に至った場合には、これを公開すべき旨の答申を行うことになる。本件審査請求において調査審議を行っていれば、同旨の結論により、一回的解決を図ることが可能であったと言えるから、結果的に審査請求人に手続上の負担を強いることとなる。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、理由付記の不備に留まらず、実施機関が非公開とした箇所の公開を求めていることから、当審査会としては、実施機関が本件処分において非公開とした部分及びその理由の妥当性についても調査審議を行うことが、審査請求人の主張に沿ったものと思料する。

(3) 情報公開条例第23条(審査会の調査権限)に基づく権限の行使について

当審査会としては、こうした事情に鑑み、情報公開条例第23条第1項に基づき、本件対象文書を直接見分する、いわゆるインカメラ審理を実施して、非公開とされた情報を確認することとした。

併せて、本件処分における「公開しない部分」及び「公開しない理由」について、同条第3項に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記録されている非公開部分の内容及びその非公開理由を分類又は整理した資料(以下「ヴォーンインデックス」という。)の提出を求めることとした。

なお、審査請求人に対し、情報公開条例第25条第1項に基づき上記資料の写しを送付した際、当該資料に対する意見書の提出の機会を与えたが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

- 4 情報公開条例第7条(公文書の公開義務)の適用について
- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「児童生徒の事件等報告書」及びその関係文書である。

本件対象文書を見分したところ、「児童生徒の事件等報告書」については、生徒の氏名、学年、性別、学校生活の状況、事件発生時間及び場所等の記載が認められた。また、その関係文書についても同一の生徒に係る一連の文書であることが認められた。

(2)情報公開条例第7条(公文書の公開義務)について

第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から7号までを定めている。

(3) 同条第2号(個人情報) 該当性について

第2号の本文前段は、「個人に関する情報(略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。その上で上記に該当する情報であっても、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについては、例外的に非公開情報から除くこととし、ただし書イ、ロ、ハを定めている。ただし書イは「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、ただし書口は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、ただし書へは「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報から除くと規定している。

実施機関から提出されたヴォーンインデックスによると、実施機関が同号を適用し非 公開とする部分及びその理由は次のとおりである。

公開しない部分:生徒に関する情報、学校及び学校設置者の対応状況、事件概要に関す る情報

公開しない理由: 非公開部分には、項目名から明らかなとおり、当該生徒の氏名・学年・性別のほか、当該生徒に係る学校生活や家庭環境などといった事案の背景事情、事案に至る経緯に関する情報、事案発生の日時や場所の特定につながる情報等が記録されており、全体として、「特定の個人を識別することができる情報」に該当する。また非公開部分には、報告書において取り扱う事案の性質上、当該生徒の事件等の概要や当該生徒が抱えていた悩みなど、個人の人格・尊厳と密接に関わる情報から構成されていることは明らかであり、これらの情報を公にした場合、当事者が予期しない形での二次利用や情報拡散が行われ個人の人格・尊厳を害するおそれがあることから、「個人の権利利益を害するおそれのある情報」に該当する。なお、同条同号ただし書を適用する事情は存在しない。

本件対象文書を見分したところ、非公開とされている部分には、生徒の氏名、学年、性別、学校生活の状況、事件発生時間及び場所等の記載が認められる。これらの情報は、

本件対象文書が特定の生徒に係る事案について作成されたものであることを示している。 したがって、本件対象文書全体が特定の生徒に関する情報であり、当該情報に含まれる 氏名等から当該生徒を識別することができるものであることから、同号本文前段に該当 するものと認められる。

次に、同号ただし書の適用について検討を行う。当審査会が事務局職員をして実施機 関に確認させたところ、本件処分を行った時点において、非公開とされている部分は、 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 に該当しないとのことであった。なお、審査請求人は、本件処分において非公開とされ ている情報が、議会において、公にされている旨の主張を行っていることから、当審査 会が事務局職員をして確認させたところ、本件処分を行った時点において、いじめにか かる質疑・答弁が行われていたことは認められたものの、本件処分においては学校名が 公にされているのに対し、議事録には学校名の記載がないため、同一の事案について、 法令等の規定により又は慣行として公にされているものと認めることはできない。従っ て、ただし書イを適用する事情は存在しない。ただし書口については、対象文書全体が 特定の生徒に関する情報であると認められるところ、これに優先して、人の生命、健康、 生活又は財産を保護するために公開すべきと判断するに足る事情が認められないことか ら適用できない。ただし書ハについては、本件対象文書には、教職員の対応状況など公 務員の職務遂行情報が記録されているが、当該情報は、公務員以外の個人(生徒)に関 する情報でもあって、当該個人を識別することができる情報であるから、ただし書へを 適用して公開することはできない。したがって、本件対象文書において非公開とされて いる部分は、同号ただし書に該当しないものと認められる。

また、部分公開の検討を行う。情報公開条例第8条第2項は、「公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。本件対象文書を見分したところ、当該公文書には、生徒の氏名、学校名、学年、性別、学校生活の状況、事件発生時間及び場所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されており、このうち学校名については公開されていることが認められる。同条同項は「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと」を要件としているところ、学校名については既に公開されており、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。

したがって、情報公開条例第8条第2項を適用して部分公開することはできず、本件対象文書において非公開とされている部分は全て、情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当し、非公開とすることが妥当であると認められる。

(4) 同条第6号 (事務事業情報) 該当性について

第6号の本文は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

実施機関から提出のあったヴォーンインデックスを見分したところ、実施機関が同号を適用し非公開とする部分及びその理由は次のとおりである。

公開しない部分:生徒に関する情報、学校及び学校設置者の対応状況、事件概要に関す

る情報

公開しない理由: 非公開部分には、項目名から明らかなとおり、生徒に関する情報、事件等の概要、学校・学校設置者の対応状況が記録されている。当該情報は、事件等報告事務の性質上、報告書作成時点におけるものにすぎず、調査が終わる前にかかる情報を公にした場合、当事者及びその他の生徒、保護者に不要な混乱を生じ、学校・学校設置者が行う事件対応や調査(第三者委員会)の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報に該当するものと認められる。

当審査会事務局職員が実施機関に確認したところ、本件処分時点では、野々市市教育委員会の下に第三者で組織される調査委員会において、当該生徒に係るいじめの有無等の事実関係の詳細を調査中であったとのことである。

本件対象文書を見分したところ、非公開とされている部分には、事件等の概要、学校・学校設置者の対応状況等の記載が認められ、仮に本件公開請求時点において当該記載を公にした場合、関係者に不要な混乱な混乱を生じさせる可能性は否定できない。したがって、非公開とされている部分は、野々市市教育委員会における事故対応及び第三者委員会による調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報として、同号を適用し、非公開とすることが妥当であると認められる。

5 情報公開条例第9条(公益上の理由による裁量的公開) について

第9条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。

審査請求人は、同条に基づき裁量的公開をすべきであると主張するが、実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるという事情は認められない。

6 結論

以上のことから、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

(審査会の処理経過)

| 年 日 日 | (番鱼云の火煙柱地) |
|---------------|-----------------------------|
| 年月日 | 内容 |
| 令和3. 8. 6 | 実施機関から諮問を受けた(諮問教学第741号)。 |
| 3. 10. 18 | 実施機関から弁明書の提出を受けた。 |
| 3. 11. 16 | 事案の審議を行った。 |
| (第319回審査会) | |
| 4. 1.26 | 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。 |
| 4. 2.28 | 実施機関から再弁明書の提出を受けた。 |
| 4. 3. 8 | 事案の審議を行った。 |
| (第323回審査会) | |
| 4. 4. 5 | 事案の審議を行った。 |
| (第324回審査会) | |
| 4. 4. 8 | 実施機関から審査請求人の再反論書の提出を受けた。 |
| 4. 4. 26 | 事案の審議を行った。 |
| (第325回審査会) | |
| 5. 5. 30 | 事案の審議を行った。 |
| (第339回審査会) | |
| 5. 7. 4 | 事案の審議を行った。 |
| (第340回審査会) | |
| 5. 7.18 | 実施機関からヴォーンインデックスの提出を受けた。 |
| 5. 8. 1 | 事案の審議を行った。 |
| (第341回審査会) | |
| 5. 8. 28 | 事案の審議を行った。 |
| (第342回審査会) | |
| 5. 9.19 | 事案の審議を行った。 |
| (第343回審査会) | |
| 5. 10. 16 | 事案の審議を行った。 |
| (第344回審査会) | (意見陳述の実施を予定していたが、実施できなかった。) |
| 5. 11. 20 | 事案の審議を行った。 |
| (第345回審査会) | (意見陳述の実施を予定していたが、実施できなかった。) |
| 5. 12. 12 | 事案の審議を行った。 |
| (第346回審査会) | |
| 6. 2. 21 | 事案の審議を行った。 |
| (第347回審査会) | |